



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 1222 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 1223 " (")
- 1224 " (")
- 1225 一般競争入札による落札者の決定 (情報システム課)
- 1226 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 1227 " (")
- 1228 " (")
- 1229 " (")
- 1230 " (")
- 1231 大規模小売店舗立地法による串本町から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1232 地域森林計画の案の縦覧 (林業振興課)
- 1233 " (")
- 1234 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 1235 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 1236 港湾法による新宮港臨港地区内における分区の指定 (管理整備課)

○ 教育委員会告示

- 6 平成19年度和歌山県立高等学校入学者選抜の実施

○ 選挙管理委員会告示

- *114 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

○ 警察本部告示

- 2 放置車両確認事務委託業務に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格等

○ 諸報

- 入札公告 (和歌山県警察本部)

○ 正誤

平成18年8月25日付け和歌山県報第1782号諸報和歌山市職員共済組合公告中

告 示

和歌山県告示第1222号

和歌山県那賀郡粉河町大字馬宿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年10月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県那賀郡粉河町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月19日から平成18年2月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県那賀郡粉河町大字馬宿の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県那賀郡粉河町大字馬宿の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年10月10日

和歌山県告示第1223号

和歌山県那賀郡粉河町大字中津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年10月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県那賀郡粉河町
- 2 調査を行った時期
平成15年5月1日から平成18年2月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県那賀郡粉河町大字中津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県那賀郡粉河町大字中津川の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年10月10日

和歌山県告示第1224号

和歌山県紀の川市桃山町神田・最上の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年10月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期
平成16年6月1日から平成18年3月17日まで

3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町神田・最上の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町神田・最上の各一部地区

5 認証年月日
平成18年10月10日

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日
平成18年9月15日

4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社・富士通リース株式会社コンソーシアム
(代表者) 富士通リース株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

5 落札金額186,096,960円(うち消費税及び地方消費税の額8,861,760円)

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日
平成18年8月1日

和歌山県告示第1225号
平成18年度和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成18年10月20日
和歌山県知事 木村良樹

1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県告示第1226号
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。
平成18年10月20日
和歌山県知事 木村良樹

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011000274	障害者総合社会復帰施設あるべじお	橋本市野5-1	就労移行支援 就労継続支援(B型)	身体障害 知的障害 精神障害	社会福祉法人 筭懇会	橋本市野5-1	平成 18.10.1	平成 24.9.30

和歌山県告示第1227号
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。
平成18年10月20日
和歌山県知事 木村良樹

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012000117	ワークステーションひだか	御坊市湯川町富安1905-2	就労移行支援 就労継続支援(B型)	身体障害 知的障害 精神障害	社会福祉法人 太陽福祉会	日高郡美浜町和田1138	平成 18.10.1	平成 24.9.30

和歌山県告示第1228号
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。
平成18年10月20日
和歌山県知事 木村良樹

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012100040	すまいる	日高郡みなべ町大字芝569	就労移行支援 就労継続支援	身体障害 知的障害	社会福祉法人 やおき福祉会	田辺市たきない町22番15号	平成 18.10.1	平成 24.9.30

		(B型)	精神障害				
--	--	------	------	--	--	--	--

和歌山県告示第1229号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年10月20日

和歌山県知事 木村良樹

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012200311	ハモニティー	田辺市文里2丁目30-12	就労継続支援(B型)	身体障害 知的障害 精神障害	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市たきない町22番15号	平成18.10.1	平成24.9.30

和歌山県告示第1230号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年10月20日

和歌山県知事 木村良樹

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012410027	いなづみ作業所	西牟婁郡すさみ町周参見3858	就労移行支援 就労継続支援(B型)	身体障害 知的障害 精神障害	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市たきない町22番15号	平成18.10.1	平成24.9.30

和歌山県告示第1231号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により串本町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年10月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)オークワ串本店
和歌山県東牟婁郡串本町串本2001 外7筆
- 意見の概要
営業時間が延長されたことにより、騒音防止等の措置を講じられたい。
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
串本町商工農林課(和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地)
東牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年10月20日から平成18年11月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

き地域森林計画をたてるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧する。

平成18年10月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 森林計画区の名称
紀北森林計画区(和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円)
- 縦覧場所
(1)和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、海草振興局産業振興部林務課、那賀振興局産業振興部林務課及び伊都振興局産業振興部林務課
- 縦覧期間
平成18年10月20日から平成18年11月20日まで

和歌山県告示第1233号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧する。

平成18年10月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 森林計画区の名称
紀中森林計画区(有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円)
紀南森林計画区(田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡

和歌山県告示第1232号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づ

一円及び東牟婁郡一円)

2 縦覧場所

- (1) 紀中地域森林計画(和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、有田振興局産業振興部林務課及び日高振興局産業振興部林務課)
- (2) 紀南地域森林計画(和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、西牟婁振興局産業振興部林務課及び東牟婁振興局産業振興部林務課)

3 縦覧期間

平成18年10月20日から平成18年11月20日まで

和歌山県告示第1234号

平成13年和歌山県告示第830号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち、橋本市大字柱本字深山30番1地先から同市大字慶賀野字笹尾245番2地先までの延長560.00メートルについては、平成18年10月20日から供用を開始する。

平成18年10月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1235号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成18年10月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 施行者の名称

かつらぎ町

2 都市計画事業の種類及び名称

かつらぎ都市計画下水道事業 かつらぎ町公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和60年4月1日

至 平成23年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

該当なし

和歌山県告示第1236号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定による新宮港臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、次の表の「別図」は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港振興局管理整備課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成18年10月20日

新宮港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 木村良樹

分区	区 域	面 積
商港区	新宮市三輪崎一丁目、三輪崎字稲荷町、及び三輪崎字松原添、並びに佐野字上地、佐野字中地の各一部、及び佐野字中地地先公有水面(別図に示す区域)	約14.0ha
修景厚生港区	新宮市佐野字中地地先公有水面(別図に示す区域)	約4.9ha

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第6号

平成19年度和歌山県立高等学校入学者選抜を次のとおり実施する。

平成18年10月20日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

第1 全日制課程・定時制課程

1 前期選抜

前期選抜は、各県立高等学校において募集定員を定めた学科(コースを含む。以下「学科」という。)で実施する。

(1) 出願資格

出願することができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校又はこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を卒業又は平成19年3月卒業見込みの者

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 学科及び募集定員

学科及び募集定員は、別に定める。

(3) 前期選抜入学者数

各学科の募集定員に対する割合の上限を次のとおりとし、高等学校長は(県)教育長と協議のうえ前期選抜入学者数を定める。

普通科	普通科の単位制及び募集定員を定めたコース並びに総合学科	専門学科
30%	50%	100%

(4) 志願校

志願者は、前期選抜を実施するすべての学校・学科を志願することができる。ただし、出願は1校1課程1学科に限る。

(5) 出願受付期間

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。

平成19年2月6日(火)	午前9時から午後4時まで
平成19年2月7日(水)	午前9時から午後3時まで

郵送の場合は、「書留」とし、平成19年2月2日(金)から平成19年2月6日(火)までの消印のあるものに限る(返信用封筒を同封)。

なお、その場合、志願先の高等学校長へあらかじめ電話連絡すること。

(6) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出すること。

- (ア) 入学願
- (イ) 受検票
- (ウ) 申告書

和歌山高等学校、日高高等学校中津分校、和歌山商業高等学校、大成高等学校、和歌山北高等学校体育科、箕島高等学校普通科スポーツコースのいずれかの学校を志願する者のみ提出すること。

(エ) 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(全日制課程2,200円、定時制課程750円)をはること。

イ 中学校長は、志願者に係る次の書類を作成し、一括して志願先の高等学校長に提出すること。

- (ア) 平成19年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書(以下「調査書」という。)
- (イ) 生徒成績一覧表

(7) 学力検査等

出願者は、平成19年度和歌山県立高等学校入学者前期選抜学力検査を受けるものとする。また、高等学校長は、学力検査のほかに面接、作文又は小論文による検査、実技検査から1つ以上を実施する。ただし、平成19年3月卒業見込みの者以外の出願者には別途、面接を実施するものとする。

ア 学力検査と配点

(ア) 学力検査

検査Ⅰ(国語・社会)、検査Ⅱ(数学・理科)、検査Ⅲ(外国語(英語・リスニングテストを含む。))とする。ただし、高等学校長は、(県)教育長と協議の上、学校独自の学力検査問題を作成することができる。

(イ) 配点

国語、社会、数学、理科、外国語(英語)は、それぞれ50点満点とする。ただし、高等学校長は、学科の特色を考慮し、特定の教科について2倍を超えない範囲で配点することができる。

イ 検査期日と日程

学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前9時までに集合すること。

- (ア) 期日 平成19年2月15日(木)(ただし、検査が2日間にわたる学校は平成19年2月16日(金)も実施する。)
- (イ) 日程 下記の日程により実施する。

9:00	9:25	10:15	10:35	11:25	11:45	12:15	13:00
点呼 入場	検査Ⅰ 50分	休憩	検査Ⅱ 50分	休憩	検査Ⅲ 30分	(昼食)	面接、作文又は小論文、実技検査から1つ以上を実施する。

ただし、以下の高等学校においては次に示した日程により実施する。

紀北工業高等学校

9:00	9:25	10:15	10:35	11:30	11:45	12:15	13:00
点呼 入場	検査Ⅰ 50分	休憩	検査Ⅱ 55分	休憩	検査Ⅲ 30分	(昼食)	面接

向陽高等学校

9:00	9:25	10:25	10:35	11:35	11:45	12:25	13:10
点呼 入場	検査Ⅰ 60分	休憩	検査Ⅱ 60分	休憩	検査Ⅲ 40分	(昼食)	面接

桐蔭高等学校

9:00	9:25	10:20	10:35	11:30	11:45	12:25	13:10
点呼 入場	検査Ⅰ 55分	休憩	検査Ⅱ 55分	休憩	検査Ⅲ 40分	(昼食)	面接

田辺高等学校

9:00	9:25	10:25	10:35	11:35	11:45	12:15	13:00	13:50
点呼 入場	検査Ⅰ 60分	休憩	検査Ⅱ 60分	休憩	検査Ⅲ 30分	(昼食)	小論文	

新宮高等学校

9:00	9:25	10:15	10:35	11:35	11:45	12:25	13:10	14:00
点呼 入場	検査Ⅰ 50分	休憩	検査Ⅱ 60分	休憩	検査Ⅲ 40分	(昼食)	小論文	

和歌山北高等学校

第1日

9:00	9:25	10:15	10:35	11:25	11:45	12:15	13:00	
点呼 入場	検査Ⅰ 50分	休憩	検査Ⅱ 50分	休憩	検査Ⅲ 30分	(昼食)	面接	

第2日(体育科受検者のみ)

9:00	9:10	9:40	10:40	11:00	12:30頃		
点呼 入場	諸注意 更衣	共通実技	休憩 更衣	専門実技			

和歌山高等学校

第1日

9:00	9:25	10:15	10:35	11:25	11:45	12:15	
点呼 入場	検査Ⅰ 50分	休憩	検査Ⅱ 50分	休憩	検査Ⅲ 30分	※出願者が多数の場合、実技検査(パーソナルプレゼンテーション等)を昼食後13:00から実施することがある。	

第2日

9:00	9:30	13:00	13:30	
点呼 入場	実技検査 (パーソナルプレゼンテーション等)		点呼 入場	実技検査 (パーソナルプレゼンテーション等)

※ 午前、午後の二部に分けて実施する。

和歌山商業高等学校

第1日

9:00	9:25	10:15	10:35	11:25	11:45	12:15	13:00	13:50
点呼 入場	検査Ⅰ 50分	休憩	検査Ⅱ 50分	休憩	検査Ⅲ 30分	(昼食)	小論文 (小論文選択者のみ)	

第2日(実技検査選択者のみ)

9:00	9:05	9:20	9:30	10:00	12:15頃
点呼 入場	検査 説明	休憩	更衣及び 準備運動等	実技検査	

ウ 検査場所

学力検査、面接、作文又は小論文による検査、実技検査は、原則として出願先高等学校(本校)で行う。ただし、全日制課程の分校に出願した者は、分校(定時制課程の分校に出願した者は本校)で行う。

(8) 合格内定の通知

高等学校長は、前期選抜合格内定者受検番号一覧を、中学校長に平成19年2月23日(金)午前10時に、中学校

長が指定した電子メールアドレスに送信するとともに、各検査実施校において掲示する。また、高等学校長は、選考結果通知書を中学校長に送付するものとする。

なお、合格者の発表は、平成19年3月20日(火)午前10時に各検査実施校において一斉に行う。

(9) 入学資格認定検査

学校教育法施行規則第63条第5号の規定による高等学校入学資格認定検査については、平成19年1月25日(木

）に志願先の高等学校で行う。受検希望者は、平成19年1月19日(金)正午までに、志願先の高等学校長に願い出ること。

2 後期選抜

後期選抜は、前期選抜、特別選抜及びスポーツ推薦による合格内定者数の合計が募集定員に達した学科を除くすべての学科で実施する。

(1) 出願資格

出願資格は、1の(1)に定めるとおりとする。ただし、既に和歌山県立高等学校に合格内定している者を除く。

(2) 後期選抜入学者数

別に定めた募集定員から、前期選抜、特別選抜、スポーツ推薦による合格内定者数を差し引いた人数とする。

(3) 志願校

ア 志願者は、後期選抜を実施するすべての学校・学科を志願することができる。ただし、出願は1校1課程1学科に限る。

イ 志願者は、同一校、同一課程に限り、第1志望として出願した学科(コース)以外の学科(コース)を第2志望として出願することができる。また、単位制による定時制課程への志願者は、同一校において、昼間の定時制課程と夜間の定時制課程のいずれかを第2志望として出願することができる。

(4) 出願受付期間

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。

平成19年3月5日(月)	午前9時から午後4時まで
平成19年3月6日(火)	午前9時から午後3時まで

郵送の場合は「書留」とし、平成19年3月1日(木)から平成19年3月5日(月)までの消印のあるものに限る(返信用封筒を同封)。

なお、その場合、志願先の高等学校長へあらかじめ電話連絡すること。

(5) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出すること。

(ア) 入学願

(イ) 受検票

(ウ) 申告書

箕島高等学校普通科スポーツコースを志願する者のみ提出すること。

(エ) 入学審査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(全日制課程2,200円、定時制課程750円)をはること。

イ 中学校長は、志願者に係る次の書類を作成し、一括して志願先の高等学校長に提出すること。

(ア) 調査書

(イ) 生徒成績一覧表

(6) 学力検査等

出願者は、平成19年度和歌山県立高等学校入学者後期選抜学力検査を受けるものとする。ただし、体育科及び普通科スポーツコースへの出願者は体育に関する実技検査を、平成19年3月卒業見込みの者以外の出願者は面接を受けるものとする。

ア 学力検査等と配点

(ア) 学力検査等

学力検査の教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語・リスニングテストを含む。)とする。

また、学力検査の教科を1又は2教科減じて実施することができる。減じた学校・学科にあっては、当該教科の内容を踏まえた実技検査、口頭による検査、作文又は小論文による検査を実施するものとする。

(イ) 配点

各教科100点満点とする。ただし、高等学校長は、学科の特色を考慮し、特定の教科について2倍を超えない範囲で配点することができる。

(ウ) 面接

南紀高等学校看護科及び南部高等学校龍神分校の出願者については、学力検査終了後出願先高等学校において面接を実施する。また、平成19年3月中学校卒業見込みの者及び(7)による特別措置を受ける者を除く出願者については、学力検査終了後、出願先の高等学校において面接を実施する。

イ 検査期日と日程

学力検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前9時までに集合すること。ただし、学力検査のほかに、面接、実技検査、口頭による検査、作文又は小論文による検査を実施する場合も、これに準じる。

(ア) 期日 平成19年3月13日(火)(ただし、体育に関する実技検査は、平成19年3月14日(水)に実施する。)

(イ) 日程 下記の日程により実施する。

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国語	休憩	社会	休憩	数学	(昼食)	理科	休憩	外国語 (英語)	

ただし、以下の学校においては次に示した日程により実施する。

和歌山北高等学校

第1日

9:00 9:25 10:15 10:30 11:20 11:35 12:25 13:10 14:00 14:15 15:05

点呼 入場	国語	休憩	社会	休憩	数学	(昼食)	理科	休憩	外国語 (英語)
----------	----	----	----	----	----	------	----	----	-------------

第2日 (体育科受検者のみ)

9:00 9:10 9:40 12:30頃

点呼 入場	諸注意 更衣	実技検査							
----------	-----------	------	--	--	--	--	--	--	--

箕島高等学校

第1日

9:00 9:25 10:15 10:30 11:20 11:35 12:25 13:10 14:00 14:15 15:05

点呼 入場	国語	休憩	社会	休憩	数学	(昼食)	理科	休憩	外国語 (英語)
----------	----	----	----	----	----	------	----	----	-------------

第2日 (普通科スポーツコース受検者のみ)

9:00 9:20 9:35 10:20 10:35 11:35頃

点呼 諸注意	更衣	基礎実技	休憩	専門実技
-----------	----	------	----	------

粉河高等学校定時制

9:00 9:25 10:15 10:30 11:20 11:35 12:25 13:10 14:00 14:15 15:05

点呼 入場	国語	休憩	作文	休憩	数学	(昼食)	口頭による 検査	休憩	外国語 (英語)
----------	----	----	----	----	----	------	-------------	----	-------------

南紀高等学校定時制、南紀高等学校周参見分校、新宮高等学校定時制

9:00 9:25 10:15 10:30 11:20 11:35 12:25 13:10 13:40 13:55 15:30

点呼 入場	国語	休憩	社会	休憩	数学	(昼食)	作文	休憩	口頭による検査
----------	----	----	----	----	----	------	----	----	---------

ウ 検査場所

学力検査、面接、実技検査、口頭による検査、作文又は小論文による検査は、原則として出願先高等学校(本校)で行う。ただし、全日制課程の分校に出願した者は、分校(定時制課程の分校に出願した者は本校)で行う。

(7) 定時制の課程における成人特別措置

ア 対象者及び内容

- (ア) 満20歳以上の志願者(昭和62年4月1日以前に生まれた者)で、定時制課程成人特別措置を希望する者
- (イ) 作文及び面接による検査を行う。
- (ウ) 調査書の提出を省略することができる。

イ 申請手続

この特別措置の適用を受けようとする者は、出願の際、定時制課程成人特別措置申請書に中学校卒業証明書又は高等学校入学資格を証する書類を添付して、直接、志願先高等学校長に提出すること。

ウ 検査期日と日程

検査期日は、後期選抜と同一日とし、日程は、次のとおりとする。

9:00 9:25 10:15 10:30

点呼 入場	作文	休憩	面接
----------	----	----	----

エ 検査場所

出願先高等学校(本校)で行う。

オ 入学願等の交付

入学願、受検票、定時制課程成人特別措置申請書については、県学校教育局県立学校課及び定時制の課程を有する高等学校において交付する。

(8) 合格者の発表

高等学校長は、合格者受検番号一覧を、中学校長に平成19年3月20日(火)午前10時に、中学校長が指定した電子メールアドレスに送信するとともに、各検査実

施校において一斉に掲示する。

(9) 入学資格認定検査

1の(9)に準じて行う。

3 スポーツ推薦

スポーツ推薦は、県教育委員会の指定を受けた高等学校で実施する。

(1) 出願資格

平成19年3月に中学校卒業見込みの者で、次のア及びイの条件を満たす者で、中学校長の推薦を得たものとする。

ア 特別活動及び校外外の活動等において優れた点が見られ、生活態度が良好であること。

イ スポーツ推薦を実施する高等学校が定めるスポーツ推薦出願条件に適合すること。

(2) スポーツ推薦入学者数

1競技スポーツ5名程度とする。ただし、男女の指定のない場合は、男女計5名程度とする。

(3) 志願校

志願者は、スポーツ推薦を実施するすべての学校・学科を志願することができる。ただし、出願は1校1課程1学科に限る。

(4) 出願受付期間

1の(5)に準じる。

(5) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

出すること。

(ア) 入学願

(イ) 受検票

(ウ) スポーツ推薦志願書

(エ) 入学検査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(全日制課程2,200円)をはること。

イ 中学校長は、志願者に係る次の書類を作成し、一括して志願先の高等学校長に提出すること。

(ア) スポーツ推薦書

(イ) 調査書

(ウ) 生徒成績一覧表

(6) 学力検査等

出願者は、平成19年度和歌山県立高等学校入学前期選抜学力検査及びスポーツ実技検査を受けるものとする。また、高等学校長は、面接、作文又は小論文による検査を実施することができる。

ア 検査期日と日程

学力検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前9時までに集合すること。

(ア) 期日 平成19年2月15日(木)(ただし、和歌山北高等学校は、平成19年2月16日(金)にスポーツ実技検査を実施する。)

(イ) 日程 次の日程により実施する。

9:00 9:25 10:15 10:35 11:25 11:45 12:15 13:00

点呼 入場	検査Ⅰ 50分	休憩	検査Ⅱ 50分	休憩	検査Ⅲ 30分	(昼食)	スポーツ実技検査・面接・作文
----------	------------	----	------------	----	------------	------	----------------

ただし、以下の学校においては、次に示した日程により実施する。

紀北工業高等学校

9:00 9:25 10:15 10:35 11:30 11:45 12:15 13:00

点呼 入場	検査Ⅰ 50分	休憩	検査Ⅱ 55分	休憩	検査Ⅲ 30分	(昼食)	スポーツ実技検査・面接
----------	------------	----	------------	----	------------	------	-------------

和歌山北高等学校

第1日

9:00 9:25 10:15 10:35 11:25 11:45 12:15 13:00

点呼 入場	検査Ⅰ 50分	休憩	検査Ⅱ 50分	休憩	検査Ⅲ 30分	(昼食)	面接
----------	------------	----	------------	----	------------	------	----

第2日

9:00 9:10 9:40 10:40 11:00 12:30頃

点呼 入場	諸注意 更衣	基礎実技	休憩 更衣	種目別実技
----------	-----------	------	----------	-------

イ 検査場所

学力検査、スポーツ実技検査は、原則として出願先

高等学校(本校)で行う。

(7) 合格内定の通知

高等学校長は、スポーツ推薦合格内定者受検番号一覧を、中学校長に平成19年2月23日(金)午前10時に、中学校長が指定した電子メールアドレスに送信するとともに、各検査実施校において掲示する。また、高等学校長は、選考結果通知書を中学校長に送付するものとする。

なお、合格者の発表は、平成19年3月20日(火)午前10時に各検査実施校において一斉に行う。

4 特別選抜

特別選抜は、連携型中高一貫教育校(星林高等学校、南部高等学校龍神分校、古座高等学校)で実施する。

(1) 出願資格

特別選抜に出願できる者は、当該高等学校ごとに示した中学校を平成19年3月に卒業見込みのものとする。

ア 星林高等学校

和歌山大学教育学部附属中学校

イ 南部高等学校龍神分校

田辺市立龍神中学校、田辺市立下山路中学校、田辺市立虎東中学校

ウ 古座高等学校

串本町立田原中学校、串本町立西向中学校、古座川町立明神中学校、古座川町立古座中学校

(2) 特別選抜入学者数

募集定員内で別に定めるものとする。

(3) 出願受付期間

出願受付期間は、次のとおりとする。

平成19年1月23日(火)	午前9時から午後3時まで
---------------	--------------

(4) 出願手続

特別選抜志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

ア 入学願

イ 受検票

ウ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(2,200円)をはること。

(5) 入学者の選抜

ア 選抜方法

入学者の選抜にあたっては、学力検査及び調査書によることなく、面接等各高等学校が実施する簡便な方法により行う。

イ 日時及び場所

(ア) 日時 平成19年1月26日(金)午前9時から

(イ) 場所 出願先の高等学校

(6) 合格内定の通知

高等学校長は、選考結果通知書を中学校長(又は委任を受けた者)に、平成19年1月31日(水)午前10時から当該高等学校において手渡すものとする。

なお、合格者の発表は、平成19年3月20日(火)午前10時に各特別選抜実施校において一斉に行う。

5 追募集

合格者が募集定員に満たない学科については、追募集を行う。

(1) 出願資格

出願資格は、1の(1)に定めるとおりとする。ただし、既に和歌山県立高等学校に合格している者及び後期選抜において追学力検査の受検を許可されている者を除く。

(2) 募集定員

募集定員一覧表は、和歌山県教育庁学校教育局県立学校課及び各市町村教育委員会において平成19年3月20日(火)午後3時に掲示するとともに、各中学校長に通知する。

(3) 出願受付期間

出願受付期間は、次のとおりとする。

平成19年3月26日(月)	午前9時から午後4時まで
---------------	--------------

(4) 出願手続

2の(5)に準じて行う。

(5) 学力検査等

検査は学力検査及び面接とする。ただし、高等学校長は、受検者に対して、実技検査、作文又は小論文による検査を実施することができる。

なお、体育科及び普通科スポーツコースに出願した者は体育に関する実技検査を受けるものとする。

ア 検査教科と配点

(ア) 検査内容

総合問題及び面接とする。総合問題の対象教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)とする。

(イ) 配点

総合問題は100点満点とする。

イ 検査期日と日程

(ア) 期日 平成19年3月28日(水)

(イ) 日程 下記の日程により実施する。

9:00 9:25 10:15 10:30

点呼 入場	総合問題	休憩	面接等
----------	------	----	-----

体育に関する実技検査は、面接等終了後実施する。

ウ 検査場所

学力検査、面接等は、原則として出願先高等学校(本校)で行う。ただし、全日制課程の分校に出願した者は、分校(定時制課程の分校に出願した者は本校)で行う。

(6) 合格者の発表

高等学校長は、合格者受検番号一覧(追募集)を、中学校長に平成19年3月30日(金)午前10時に、中学校長が指定した電子メールアドレスに送信するとともに、各検査実施校において掲示する。

6 追学力検査

前期選抜で追学力検査受検許可書を交付した学校については、後期選抜と同期日、同日程で追学力検査を実施する。また、後期選抜において追学力検査受検許可書を交付した学校については、追募集と同期日、同日程で追学力検査を実施する。

(1) 受検資格

前期選抜に出願し、1の(7)に定める学力検査等を受けることができなかった者で、追学力検査受検許可書の交付を受けた者及び後期選抜に出願し、2の(6)に定める学力検査等を受けることができなかった者で、追学力検査受検許可書の交付を受けた者とする。

(2) 学力検査等

学力検査等については、それぞれ、2の(6)、5の(5)に準じて行う。

(3) 合格者の発表

合格者の発表については、それぞれ、2の(8)、5の(6)に準じて行う。

第2 通信制課程

1 出願資格

出願することができる者は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、特科生として特定の科目を履修しようとする者は、次に掲げる者以外のものであっても相当年齢に達しており、かつ、実施校の学校長が該科目を履修することができることを認めるときは、当該高等学校に出願することができる。

(1) 中学校又はこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を卒業又は平成19年3月卒業見込みの者

(2) 学校教育法施行規則第63条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 出願者

和歌山県内に住所を有する者、その勤務地が和歌山県内にある者及びその他特別の事由により校長が適当と認める者

3 出願受付期間

出願受付期間は、次のとおりとする。ただし、郵送の場合は、「書留」とし、平成19年3月1日(木)から平成19年3月30日(金)までの消印のあるものに限る。

平成19年3月1日(木)から 平成19年3月30日(金)まで (土曜日、日曜日、祝日は除く。)	午前9時から午後3時まで
---	--------------

なお、実施校の高等学校長がやむを得ないと認めた場合は、平成19年4月13日(金)まで出願を受け付けることができる。

4 出願手続

入学志願者は、次の書類等を志願先の高等学校長に提出すること。ただし、平成19年3月中学校卒業見込みの者は、在学中学校長を経て、提出すること。

(1) 入学願

(2) 平成19年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書

ただし、平成13年3月以前の中学校卒業者については、調査書に代えて中学校卒業証明書を添付するものとする。

(3) 和歌山県立高等学校入学志願者健康診断票

平成19年3月中学校卒業見込みの者以外の出願者についてのみ、健康診断票を提出すること。

(4) 生徒成績一覧表は、省略することができる。

5 入学者の選抜

(1) 出願者は、出願先高等学校長が必要に応じて実施する面接等を受けるものとし、面接等の日時については、出願先の高等学校長が指定する。

(2) 入学者の選抜は、中学校長から提出された調査書(又はこれに相当する書類)及び面接等の結果に基づいて総合的に判断する。

6 合格者の発表

平成19年4月6日(金)まで(3のなお書により出願した者については、出願受付後10日以内)に合格者に対し通知書を発送する。

7 その他

前各項のほか、入学者選抜に関し必要な事項は、出願先の高等学校長の定めるところによる。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第114号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年10月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

「身体障害者更正援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のよ

うに定める。

平成18年10月20日

和歌山県警察本部長 辻 義之

1 一般競争入札に付する業務の名称及び入札件名

(1) 業務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること、かつ、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与していない者であること。

(8) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

(9) 現に、国税、県税及び社会保険料を滞納していないこと。

(10) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。

(11) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。

(12) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。

(13) 和歌山県内に事務所を有していること。

3 申請の方法

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して警察本部長に提出するものとする。

(1) 経営状態、会社概要等を記した書面

ア 経営規模及び経営状況等総括表

イ 定款

(2) 使用印鑑届

(3) 誓約書

(4) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

(5) 所在地見取図

(6) 競争入札参加資格審査申請書受理票

(7) 登記事項証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)

(8) 印鑑証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)

(9) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの

ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

イ 和歌山県が課する県税全税目

(10) 社会保険料納付証明書又は社会保険料領収書

(11) 財務諸表(直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書)

(12) 和歌山県公安委員会から交付を受けた登録通知書の写し

4 申請書類の用紙の交付請求先及び交付時期

(1) 申請書類の用紙の交付請求先

和歌山県警察本部交通部交通指導課(駐車違反取締センター)

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

(2) 申請書類の用紙の交付時期

平成18年10月20日(金)から平成18年10月26日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌

山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間

- 5 申請書類及びその添付書類の提出時期並びに提出方法
- (1) 提出時期
平成18年11月2日(木)から平成18年11月15日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間
- (2) 提出方法
申請書類は、4の(1)に掲げる場所に持参することとし、郵送等による提出は認めない。
- 6 申請書類に使用する言語
申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年11月29日(水)までに郵便により通知する。

諸 報

入 札 公 告

放置車両確認事務委託業務について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札を行うので、自治法令第167条の6及び第167条の10の2第5項の規定に基づき公告する。

平成18年10月20日

和歌山県警察本部長 辻 義之

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 業務の名称
放置車両確認事務委託業務
- (2) 入札件名
下記ア及びイの入札件名ごとに入札を行う。
ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務
イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務
- (3) 業務の内容
放置車両確認事務機関(受託者)は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員をあらかじめ計画された時間に指定された警察署に登庁させて、計画された場所において確認事務を行わせるものとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成18年和歌山県警察本部告示第2号に規定する放置車両確認事務委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 契約条項を示す場所
和歌山市西1番地
和歌山県警察本部交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)

- (2) 期間
平成18年10月20日(金)から平成18年10月26日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間
- 4 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市西1番地
交通センター2階 第2学科試験場
- (2) 日時
平成18年10月27日(金)午後1時30分
- 5 入札説明書等を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の(1)に同じ。
- イ 期間
3の(2)に同じ。
- (2) (1)により交付する入札説明書等に関して質問がある者は、交通指導課に対して平成18年10月30日(月)午後5時までに書面により行うものとする。
回答は、平成18年11月2日(木)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に書面により行い、その回答は入札説明書等に優先する。
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時
- ア 場所
和歌山市西1番地
交通センター2階 第2学科試験場
- イ 日時
(ア) 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務
平成18年12月22日(金)午後1時30分
(イ) 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務
平成18年12月22日(金)午後2時00分
- (2) 提出書類及び提出方法
入札件名ごとに、入札書及び入札説明書に定める提出書類を入札当日に指示された方法により提出すること。
なお、郵送等による提出は認めない。
- 7 落札者の決定方法
自治法令第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件がこの事業にとって最も有利な入札を行った者を落札者とし、審査手順及び落札者の選定は、次

のとおりとする。

(1) 審査手順

参加資格があると認められた者から提出された提案内容に関する審査を和歌山県確認事務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 落札者の選定

審査委員会における放置車両確認機関審査基準に基づいて、入札価格を含めて総合評価した提案書の審査結果を踏まえ、落札者を選定する。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き落札者決定後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 入札説明書等に示した入札に関する条項に違反した入札

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 詳細は入札説明書による。

正 誤

正 誤

平成18年8月25日付け和歌山県報第1782号諸報和歌山市職員共済組合公告中

ページ	段	誤	正
7	左	平成18年7月1日をもって和歌山市職員共済組合が解散し、同日付け	平成18年6月30日をもって和歌山市職員共済組合が解散し、同年7月1日付け